

## 1. 犬山市における地域活動の体系

### (1) 「地域活動」「地域活動団体」の定義

犬山市における「地域活動」は、「犬山市公益的活動の支援及び市民参加に関する条例」の中で定められており、併せて、支援対象となる「地域活動団体」についても定めています。

現在、主な支援対象としているのは、「コミュニティ推進協議会」と「町内会」となります。

「ウ その他地域の自治及び生活環境の向上を目的とした地縁に基づく組織」については、主に複数の町内会で構成される区や自治会を想定していますが、今後、地域活動団体への具体的な支援内容を議論していく中で、どこまでの団体を支援対象とし、どのような支援をするかなど、詳細を検討していく予定です。

(参考) 犬山市公益的活動の支援及び市民参加に関する条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 地域活動 一定の地域に住む住民が主体となり、当該住民のために行う活動をいう。

(6) 地域活動団体 基本条例第3条第2号に規定する地域活動団体のうち、地域活動を行う次のいずれかの団体をいう。

ア コミュニティ推進協議会

イ 町内会

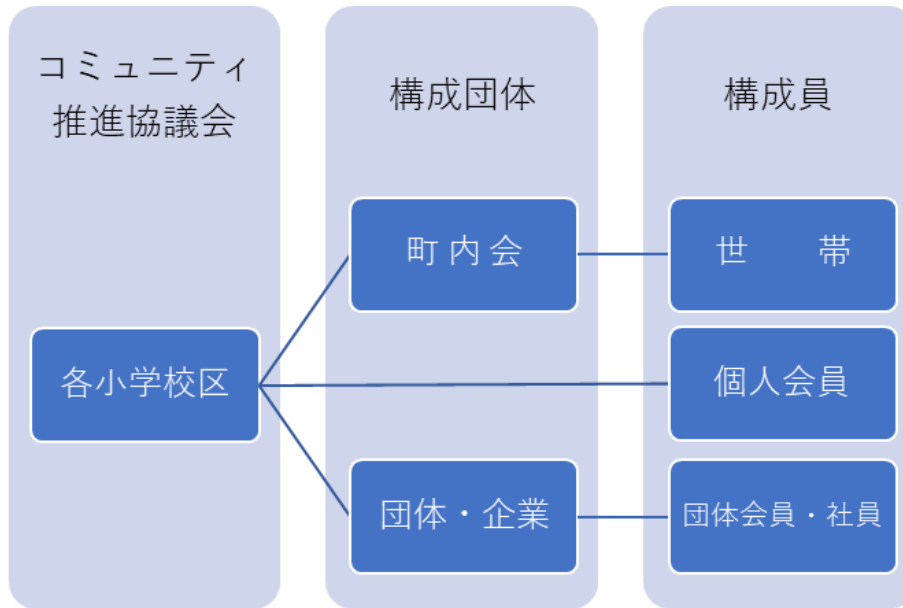
ウ その他地域の自治及び生活環境の向上を目的とした地縁に基づく組織

(7) 略

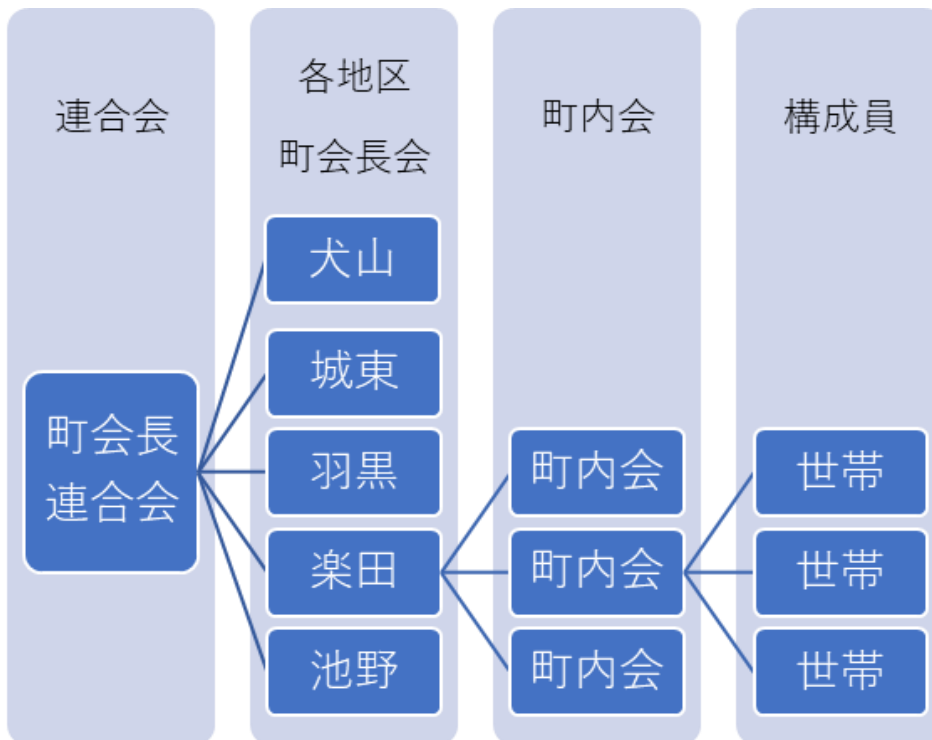
## (2) 「地域活動団体」の構成

主な支援対象としている「コミュニティ推進協議会」と「町内会」の構成は、以下の図のような形となります。(大まかなイメージ)

### ○【コミュニティ推進協議会】



### ○【町内会】



## 2. 地域活動団体「支援」にあたっての課題

### (1) 【コミュニティ推進協議会】

#### 支援側の人材、人員不足（業務量（質）の増加、ノウハウ、信頼関係）

コミュニティ推進協議会の担当職員は「市民活動・コミュニティG」の2名。（11年目、2年目）地域づくり支援の知見や、役員とのつながりの引継ぎについて課題。

#### 目指す各地域像の未設定（支援するその先の姿を地域と行政で共有できていない）

現状、団体の役員会で事業内容が発案、検討され、住民交流事業を中心に活動が実施されており、会場の利用、周知、資金、人材等の相談があれば、都度地域協働課で対応している。

よって、支援するその先のビジョンや見通しに基づいた支援は行えていない。

#### 世帯数を算出根拠とした助成金額差（楽田と今井では10倍の差）

「犬山市コミュニティ推進地区助成金」

R5 予算額 : 3,420 千円

助成金積算方法 : 50,000 円(定額)+(加入世帯数×会費(300 円上限))

(参考)R3・R4 実績

年度	城東			楽田			羽黒				
	加入数	会費	助成額	加入数	会費	助成額	加入数	会費	助成額		
R4	1,933	200	436,600	3,217	300	1,015,100	2,185	300	705,500		
増減	△ 22	0	△ 4,400	21	0	6,300	33	0	9,900		
R3	1,955	200	441,000	3,196	300	1,008,800	2,152	300	695,600		
年度	東			犬西			今井			計	
	加入数	会費	助成額	加入数	会費	助成額	加入数	会費	助成額	加入数	助成額
R4	2,823	200	614,600	1,333	200	316,600	204	300	111,200	11,695	3,199,600
増減	△ 8	0	72,700	65	0	13,000	0	0	0	89	97,500
R3	2,831	200	541,900	1,268	200	303,600	204	300	111,200	11,606	3,102,100

#### 関わる各所属部署との連携（多数の部署から会長一人に連絡が来るとの声あり）

各審議会委員、委託事業、防災訓練、学校関連の協力依頼、助成金の手続等、市役所の各所属部署から連絡があるが、多くの団体は基本的に会長が一人で受けることが多い。会議や事業の内容、スケジュールなども、団体側の目線で調整してほしいとの声がある。

## 未設立地域との公平性（協議会未設立地域に対する整合）

10 小学校区中 6 小学校区でしかコミュニティ推進協議会は設立されておらず、各組織における町内会加入率は平均 8 割程度であるため、コミュニティ推進協議会を通じた全市的な施策展開はできない。

ただし、未設立地域との公平性に関する意見は今のところ出ていない。

## 区域のねじれ、地域単位の統一性（行政区、中学校区、小学校区と扱う施策が異なる）

総務など多くの部署では行政区（昭和 29 年合併前の犬山、城東、羽黒、楽田、池野）、民生部門では中学校区、コミュニティ推進協議会の支援は小学校区と区域が異なる他、学区が変更されたことによって、世代によって通っていた学校が異なり、地域へのアイデンティティが一貫していないケースもある。

加えて、地域の成り立ちや変遷によって、小学校区よりも小さい「区」や「自治会」に帰属意識が強く、小学校区がコミュニティ形成に馴染まない地域も存在し、多くの場合コミュニティ推進協議会の形成や加入に大きな影響を与えている。

## (2) 【町内会】

### 町内会が抱える課題の複雑化、多様化（他部署との連携、課題間連鎖）

住民の高齢化、役員の担い手不足、若い世代の参加離れ、非加入者の増加など、組織運営上の課題に加え、ライフスタイルの変化、近所付き合いの希薄化、外国人市民の増加、気候変動など、町内会を取り巻く環境の変化により、活動に負のスパイラルが生じている。

その一方で、福祉、高齢者、防災、防犯、教育、子育てに至るまで、住民同士の支え合いが社会的に求められており、市にとっては多数の部署にまたがる。

### 支援側の人材、人員不足（業務量(質)の増加、町内会数は317）

町内会の担当職員は「町内会・施設G」の3名。（正規職員2名、会計年度任用職員1名）

これまで町内会の担当業務は、「活動支援」というより、地域の代表者への「対応」であり、毎年変更になる町会長の情報収集、意見・要望の聞き取り、式典や懇親会の実施、行政事務委託や助成金の支払いなど、活動支援のノウハウを有していない。

また、町内会業務だけではなく、犬山市民交流センター、ふれあいセンターなどの計7施設の施設管理業務を担っており、職員の人員不足が課題。

### 町内会運営の実態について未把握（役員を選出、資金運営、事業など）

令和元年度に町内会意識調査（地域の現状や課題、意識変化の確認）を実施しているが、町内会の組織体制や運営状況、事業内容などについては調査していないため、各町内会が具体的にどのように活動しているかが把握できていない。

### デジタル町内会モデル事業の停滞（R5.3月にヒアリングの実施）

町内会業務のデジタル化については、市広報の配布や回覧、町内会行事の案内等をアプリを用いて電子化することで、事務の負担軽減を図ることを目的とし、令和3年度から応募のあった7町内会を対象に、実証実験を行った。令和4年度には、参加町内会に対してヒアリングを実施、本格運用に向けて検討を行っていた。

ところが、令和5年度から市広報や各戸配布物の配布方法が民間事業者による全戸配布に変更となったため、事業の再検討が必要となっている。

## 各地区町会長会、連合会の運営支援のあり方（組織の形骸化）

317の町内会が5地区(犬山地区、城東地区、羽黒地区、楽田地区、池野地区)に分かれ町会長会を組織し、また、各地区町会長会の役員で犬山市町会長会連合会を構成している。各組織の役員は輪番制であり、事務局は地域協働課や各出張所(市)が行っているため、総会や講演会などを実施するものの、形骸化してしまっている。

各地区町会長会へは、運営費補助金(1町内会3,000円)を交付している。

## 宛て職をはじめとした行政からの依頼事項の負担軽減（全庁的には未調整）

各種委員会委員、学校関連の協力依頼、助成金の手続等、市役所各所属部署からの問い合わせなど、町会長に対する依頼事項が多い。

## 町内会未加入者の増加による前提条件の変化（加入率は徐々に変更し、8割弱）

市広報の配布については、町内会を通じて配布することで一定の各世帯へ配布できていたものが、町内会未加入者の増加により、行政情報が届かない市民が増えていることが課題となっていた。町会長の負担軽減と併せて、全世帯への配布方法を検討してきた結果、令和5年度から広報の配布方法を町内会から民間事業者による全戸配布に変更した。

ゴミ集積場の管理、土木要望など、町内会を通じた行政サービスが同様の課題を抱えている。